

懲戒処分以外の処分の実施状況

(令和7年3月)

〔教育委員会〕

処分年月日	処分内容	被処分者	処 分 事 由
7.3.17	口頭訓告	県立学校 教諭	令和6年5月、自家用車を運転し、松山市内の交差点において右折したところ、横断歩道を渡っていた自転車に衝突し、相手方に怪我を負わせた。
7.3.21	口頭訓告	県立学校 教諭	令和5年10月、体調不良を理由に部活動の遠征への不参加を申し出た生徒に対し、それを認めようとせず、当該不参加を理由に遠征が中止になることを他の部員に説明するよう迫った。
7.3.21	嚴重注意	県立学校 教諭	令和5年3月及び同年4月の合計7日間、懲戒として、生徒に対し、部活動中に1時間のランニングマシンを行わせた。
7.3.25	口頭訓告	公立中学校 校長	令和6年9月、睡眠導入剤を服用し、その薬物の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自家用車を運転し、大洲市内の信号のない交差点において十分な確認をしないまま右折した際、直進してきた対向車に正面衝突させたことにより処分を受けた教諭に対する監督責任。(教諭は、7.3.25 戒告)
7.3.26	口頭訓告	公立小学校 教諭	扶養親族である子の所得確認が不十分であったため、令和4年11月から令和7年2月まで(2年4月)の間、扶養手当等を不適正に受給した。

【問い合わせ先】

公立学校関係：義務教育課 [直通：089-912-2942 (県庁内線：2942)]

県立学校関係：高校教育課 [直通：089-912-2952 (県庁内線：2952)]